# 経営政策の樹立

管理における計画の樹立

経営政策(経営方針)

b 種 類

本質

c 意義と重要性

政策決定の手続と要件

政策決定の組織

四

五 決定参加 (Participation)

管理における計画の樹立

物ごとを計画的に行うということは、

原光太郎

祭

われわれの日常の活動においてつねに実践しつつあるところであって、

その綿密さの度合においてこそ相違があるにしても、 れわれの経験のよく示すところである。計画がなければ物ごとは偶然にゆだねられ、 なんら珍らしいことではない。じっさい無計画に行動することが、 たずらに混乱をきたすにすぎぬ。 かくて十分な成果をおさめうるためには、 計画的に行動するということは、 いかに多くのムダと浪費をもたらすかは、 計画の樹立が絶対に必要である。 行きあたりばったりとなり、 ひろく人間本来の特性で b

ととである。 般に計画するとは、 かくて計画は広い意味ではつぎの二つのことをふくむ。 行動(活動)のコースを予定すること、 すなわち行動(活動)の目標と方法を予め決定する

あ

- 成就すべき目標の決定
- 2 目標を達成すべき方法の決定

何よりまず成就すべき目標を決定せねばならぬ。 それは何が為されねばならぬかを決めることであり、

次にとの設定された目標を達成すべき方法が決められねばならぬ。それはいかにして目標に到達すべきかの方 到達すべきゴールを設定することである。

るべき結果を予定することであり、

途と方策にかんするものである。 それらのうちのもっとも合目的なものが選ばれねばならぬことは勿論である。 とのばあい目標を達成すべき方法は、 通常一つではなくて色々なものがありう

В · E ・ゲーツは「計画するとは、 根本的には選択することである」といい、また「計画

る一つの過程であって、 な行動のコースが見いだされる時に生ずる」とのべている。われわれは選択することは、(こ) 計画そのものとは考え得ないが、ともかく選択の可能性がない場合には、 計画することに含まれ 一の問題 計画 は、 の意義が 選択可能

営政策の樹立

(祭原

(五九一)

うちの最良のものを選択決定すると ころに、 いちじるしく減殺されることは事実であろう。 計 実際には選択すべき色々なコースの存するのが常であって、 画機能の重要性が存するといえる。 その

さて一つの企業もしくはそのうちの特定部門を管理するにあたっても、 計画を樹立することの必要欠くべから

ざることは、 いまさら喋々するまでもない。 まととに企業の管理は計画の樹立にはじまる。

管理の概念は多様であるが、 それは普通の意味では、 作業、 実施、 遂行を対象とし、これを管理することと解

される。 るエレメンツ、 企業の管理とは結局するところ、 機能ないし過程として何をあげるかは人によって多少とも異るが、 企業の実際の活動を管理することを意味する。 われわれはそのもっとも基本 しかして管理のい b

的なも 計画の樹立 のとし て次の四つをあげねばならない。 達成すべき目標を決定し、 またこの目標を実現すべき方法を決定すること。

2 組織 心の編成 計画 [の実現 に必要な諸機能を担当する各機関を設け、それぞれの仕事の分担を決定すること。

組織の運営 指揮によって組織を動かし、 それをつうじて計画を実施せしめること。

3

1

4 実施の統制 実施が計画どおりに行われているかどろかを監視し、 これを計画に合致せしめるように制御

すること。

に計画が立ち、 かくて管理は手続的には、 他方の端に統制がたつ。 計画の樹立にはじまり、 計画と統制との中間に、 実施の統制に終わるところの一連の過程である。一 組織の編成と組織の運営とが位いする。 一方の端 しかし

7 織 の編成とその運営は直接実施そのも のにつながって Į, る。 との意味で計画と統制は、 組織 0 編成とその運

営をつうじて実施そのものを管理するのである。 これが管理の一般的構造である。 との関係は次のようにあらわ



=

I

Planning
Organizing
Assembling
Resources

管理は計画の樹立にはじまる。

いずれにしても計画は、

およそ一切の管理の出発点をなす。

経営政策の樹立

(祭原)

一四七 (五九三)

ーは次のような諸点をあげている。(五) 尤も時として計画をたてることに反対する見解が表明される。それはどういう点であるか。これについてテリ

他の機能と同じく計画機能も、その存在が正当化されねばならない。 1 まず計画をたてる仕事のコストが、 その寄与するところに比べて高価に過ぎる場合があるというのである。 計画することの程度や範囲は、 個々の事情

と程々でなければならぬ。

決定を要するが、このようなときに、あれこれと熟考しすべての細目をとりきめるために、 きではない。 また計画は行動をおくらせるというのである。 事態は遷延を許さない。 突発事件や異常にして困難な事態の突然の生起は、 貴重な時間を費すべ 即時の

管理の仕事を困難ならしめる。 ハ、また計画はわれわれを窮屈な上着におしこめる。それによって拘束が管理活動に導入せられ、 必要以上に

は当てにはならず、実際のととろすべての計画は、その日その日に修正されねばならない、 後まで一貫して、ただもっぱらそれに従っていけるような計画は殆んどないというのである。ととに長期の計 くというやり方で得られるものだと主張される。ここでは臨機応変が極度に利用されるのである。 さらに最良の結果は便宜的な仕方で、つまり適切であると思えるときは、 各事態に遮二無二ぶつかってゆ など。 との立場は最

計画倒れということがあり、 の無用というとととは混同されてはならない。 けれどもこのような計画無用論は、 また計画も一 はなはだ危険であるといわねばならぬ。計画のまずさということと、 定の限界を有する。 計画のまずさは計画の必要性を排除するものではない。 けれどもおよそ計画なくして管理活動は不可能で もちろん

ある。 混乱以外の何ものをも作り出さない」(ゲーツ)。「まずい計画でも、 の、一貫した、調整された構成を達成せんとするものである。計画がなければ、行動はただ気紛れな活動となり、 計画なきところ、実施活動は一歩たりとも前進し得ない。「計画は望まれた目標に焦点づけられた諸活動 まったく無いよりはましである。」(クーンツ

1 圣 名,

およびオドンネル)。

### 経営政

策

上層部だけで行われるわけではないが、ことでは主として上部経営層のそれに重点をおいて考察する。 般に管理は企業の上の方でも、 中程でも、又下の方でも行われる。したがって計画の樹立はけつして企業の

管理における計画の仕事は、たんに政策の樹立のみで終わるのではなく、後にみるごとくなおこれと関連すると あるといわねばならない。 とろの種々なるものを包含するけれども、 企業の最高管理においては、 いわゆる経営政策ないし経営方針の設定がその計画樹立の中心をなす。もちろん 経営政策(経営方針)の設定とそ、もっとも重要にして基本的なもので

企業およびその各部門をして望ましい結果を得しめんがためには、明確にして健全なる政策(方針)の樹立さる

るととが絶対に必要である。企業の業績は、その政策のいかんによって大きく左右される。 盛にみちびき、 誤まれる政策はこれが衰滅をまねく。 まことに企業の成否は、いつに良き政策の決定とこれが維 良き政策は企業を隆

持にかかるといえる。政策の樹立は新たな企業を創設するにさいしても、また不断の変動に服しつつある現存の 企業にあっても、 ともにひとしく重要である。

経営政策の樹立

(祭原

一四九 (五九五)

### 本

経営政策ないし経営方針が何んであるかについては、人によって色々に規定せられている。たとえば

「政策とは通常繰り返される諸条件のもとにおける経営活動を規制するために、会社によって設定された指導的諸原則 (guid-

ing principles) を意味する」(ホルデン)。 「経営政策とは、本質的には、事業目標の有効な達成を条件づけ、又これを支配するところの原則または一群の関係諸原則で

「政策とは、企業の運営にあたり、その全員を指導するところの、活動の一般的なプランである」(ニューマン)。(10)

ある」(デーヴィス)。

きる」(テリー)。 示されたステートメントである。それは管理者が、企業の全員の従わんことを欲する方向を示すところの法典と考えることがで 「政策とは、管理者によって採用され、従われるところの、指導的コースを輪廓づける、口頭のあるいは書かれたあるいは暗

「政策とは企業活動を指導するために、管理者によって設定された、比較的恒久且つ一般的な行動の計画である」(ゲーツ)。

じ決定 (重要なものにせよ、そうでないにせよ) が、それにもとづいてなされるところの基礎たるものである」 (ピーターゼンお え政策は、行動の指針であるといえる。それはもっとも広義に用いられるときは、目的と方法の両者をふくむ。それは管理を通 「政策の役割は、目標を決定し且つそれの達成における管理的努力を規整すべき原則のコードを作るために現われる。それゆ

それはまた経営者として、経営活動の実施に対する意志決定の表明であるということもできる」(古川栄一教授)。 「経営方針は、企業における継続的な経営活動を、あらかじめ一定の方向に規制するための基本的な原則の確立を意味してい

びそれらのものから導き出される重要な活動規定の総称であって、これによって、将来の一切の企業活動を目指す方向に規制し - 経営方針とは、企業を経営して行くに当って、経営を指導する目的理想または達成目標や守らなければならない原則、およ

かつ支配するものである。従って、企業の従業者にとっては、その活動の指針となり、一般計画となるところ のも ので ある (一五)

予日言こ女受

とれによって次のことが明らかとなる。

イ、政策は原則として管理者によって設定される。

それは形式的には文章に作られることもあるし、 あるいは口頭で伝えられるだけのこともある。

めすものである。その意味で政策はどとまでも実施に対応する。 政策は何よりまず実際に行わるべき活動、行動にかんするものであり、 しかもその活動や行動の予定を示

政策が活動や行動の予定であるというとき、それは二つのものを含みうる。 すなわち活動の目標とそれに

到達すべき活動の仕方と。

しかし政策は活動の目標や方法にかんし、一般的な方向、指針、大綱を示すものであって、 その詳細な具

体的な内容をきめるものではない。

導するところの準則であるといえる。 う者も亦その管理の仕事においてこれに準拠せねばならない。 ところで実際の活動は人々によって行われる。そこで人に重点をおけば、政策はそれらの人々の行動を指 とのばあい使われる者がそれにしたがわねばならぬのは勿論であるが、 使

要するに経営方針とは、 それは企業の活動を指導するところの一般的な指針であり、 全体としての企業もしくはその各部門の活動の目標とコースにかんする基準と原則を 企業の全員(管理者じたいをも含めて)が

経営政策の樹立 (祭)

したがうべき法典(code)ともいうべきものである。

五一 (五九七)

の本質を一層明らかにすることができる。 ととろが前にものべたように、管理における計画の樹立は、 それが基本的な中心的な位置を占めるというのであって、それが全部ではない。すなわち政策ないし方針を さらにこれと関連する他の色々なものがあげられる。 しかしそれらのものをあらかす用語やその意味内容は決して統一され 決して政策を決定することだけでおわるのではな これらを政策と区別することによって、

① クーンツおよびオドンネルは計画の種類を次のようにわかつ。(1六)てはおらず、人によってきわめて区々である。たとえば次のごとし。

目標 (objectives) これは企業の基本計画であって、 企業のゴールを示すものである。

容易に利解される。けだしそれは思考と行動にたいする基本的なガイドを供するからである。 般的な記述または了解である。このように目標と政策は一応区別せられるが、 政策 (policies) とれは一企業もしくはその諸部門の一つにおける下の人々の思惟と行動を指導するととろの一 との目標は結局政策であることは

仕方を詳しく規定するものである。 手統 (procedures) 手続もまた計画である。 それはある活動がそれにおいてなされねばならぬところの精密な

それは金額で示されることもあるし、 予算(budgets)予算も本質的には計画である。すなわちそれは予期さるる結果を計数的に表示せるものである。 あるいは製品単位数、 機械時間数その他の数字的尺度であらわされること

Ъ

ある。

且つ行動のコースを実行していくための企画である。 ログラム (programs) これは政策と手続の複合であって、 通常必要な資金予算および運営予算に支えられ、

SCOPE	GOALS	COURSES OF ACTION	
		Single-Use-Plans	Standing Plans
Broad Plans	Objectives	General Programs	Policies
1	(Missions)		
	Budgets and	Projects	Oraganiztion
	Deadlines		Structure
	Performance	Personnel	Standard
	Standards	Assignments	Procedures
	for Experse,	Detailed Schedules,	Standard
<b>↓</b>	Quality,	Specifications,	Methods
Detailed Plans	Quantity, etc.	Methods, etc.	

う。そうしてそれらをさらに上図のように細分している。 (1八)

③ その他。このように人によっては細かな分類を試みている

せられたならば用済みとなるものである。これに対し継続約なプ するためにある行動のコースを設定するものであって、目標が達 Plans)にわかつ。一回限りのプランというのは、特定の事態に対処

ランは、繰りかえし用いられるように企図されたものであるとい

いであろう。普通には次のような計画の階層があげられる。 けれども、 とのばあい政策(方針)とは、行動 3 2 1 政策(方針) policies 方法 methods 手続 procedures 計画(狭義) plans 形式的に余りに複雑化することはかえって有効ではな (活動) の目標とこれに到

のである。これに対し計画(狭義)は、政策に準拠してつくられ 達するためのコースにかんする一般的基本的な指針を与えるも 五三 (五九九)

プラン(Single-Use Plans)および③(継続的なプラン(Standing

ニューマンは計画をまず(1) 目標 (Goals)、(2)

一回限りの

たョ 続と方法とをそれぞれ一つにして、政策と手続の二つに要約することも少なくない。いずれにしても広い意味で にきめたものである。さらに方法とは、個々の活動の仕方を詳細にきめたものである。 リ具体的な内容をもった活動の実行計画、実施計画を意味する。また手続とは、実際の活動の仕方を一般 またしばしば両者は区別されずに用いられる。そこでさらに簡単化するために、政策と計画、手(一九) これらのすべてを含むこととなる。 CIO. 手続と方法の解釈は

計画というときは、

経営政策(経営方針)は種々なる観点から、これを色々にわかつことができる。

長期計画と短期計画に、 あるいは一回限りの政策と継続的な政策に、 あるいは対外政策と対内政策に、 あるいは目標にかんする政策と方法にかんする政策に、 あるいは部課長のみに適用される政策、 職員のみに適

あるいは

策ないし方針を階層別ならびに機能別にわけることである。すなわち企業の政策は、まず階層的に次のような三 用される政策、 b れわれはそのいずれをも軽視することはできない。 工員のみに適用される政策等々に。これらはみなそれぞれの意義と重要性とを有するのであって、 しかしながら一般に用いられるもっとも便宜な分類は、

### 1 基本方針 (Basic Policies)

つのものにわかたれる。

かししばしば企業運営の実際にあたるところの常勤役員もしくは上級職員が、その決定を主導することもある。 もっとも基本的なるものである。 これは企業全体をつらぬくところの、長期にわたって持続する、究極的な目標と活動の基準を示すものとして、 とのような基本方針は通常、 取締役会によって決定されるところであるが、

門方針と呼ぶ。すなわち全般方針とは、基本方針の線に沿った、ヨリ詳細にして具体的な、 務ないし常務会など、 んするものではなくて、企業活動の全般にかんする一般的綜合的な計画である。 カュ . る実施計画をさらに、 基本方針のもとに、これを実行に移していくためのヨリ具体的ないわゆる実施計画が立てられねばならぬ。か いわゆる全般経営者の決定するところとせられている。 全般的綜合的なるものと部門的個別的なるものとにわかち、前者を全般方針、後者を部 しかしてこれは通常、 しかも特定部門にか 社長、 専

# 部門方針(Departmental Policies)

長の決定するところである。 ら各特定部門の活動についての方向と指針を与えるものである。これはふつう各部門の最高責任者、 これは企業の全体にわたるものではなくて、それぞれの専門部門(分野)にかんするものであり、すなわちそれ いわゆる部

他方政策ないし方針は、またこれを機能別にわかつことができる。たとえば(三三)

など。かくてこの区分は先のいわゆる部門方針のそれぞれの分化を示すものであることは明らかである。 仕入方針・生産方針・販売方針・財務方針・人事方針

は、 が常である。 し継続的なる政策とは、繰りかえし用いらるべく企図された政策である。実際にはこれらの二つが併用されるの さらに一回限りの政策と継続的に用いられる政策とをわかつこ とも実際上有用で あろう。 一回限りの政策と ある特定の事態にのみ適合するものであって、目標が遠せられたならば用済みとなるものであり、 これに対

経営政策の樹立

わち縦の関係においても横の関係においても矛盾衝突するごときことなく、 なおきわめて当然のことではあるが、これらの諸政策ないし諸方針の間には調和が保たれねばならない。すな それらは全体として調整され統合さ

## c 意義と重要性

れねばならぬであろう。

政策あるいは方針の意義、 重要性ないし効用については、 すでに先にのべたところから明らかであるが、 なお

総括して次のようにいうことができよう。 (三四) ととるべき行動のコースを指示するものである。 政策は企業に対し、それがおかれているところの不安定と動揺のさなかにあって、よくその向うべき方向 したがってそれは企業の運命を決定すべき重要性をもつといえ

2 かくて政策は一切の企業活動がそれに焦点づけられるところの中心であり、それによって全体としての企

3 とのことは別の方面からいえば、 政策が企業内のもろもろの活動を調整し統合するに役立ち、 利解ある協 業活動の統一性と一貫性とが保持される。

働関係を促進せしめることを意味する。

る。

4 政策の設定はまたそれによって、 企業の活動が計画されたコースから逸脱することを防ぐことができる。

するととなくして、意図された結果が達成されたかどうかを批判することはできない。 5 V カュ えれば政策は企業活動の統制(コントロール)に不可欠のものである。 管理者は未来の活動のコースを予定

5

また決定された政策は管理者にとって、

かれの負担をいちじるしく軽減せしめる。

けだし管理者は管理上

の諸問題につき、すべてとれに準拠して処理していくととができるからである。もし拠るべき方針を持たないな

らば 問題の提出される都度、これが分析と決定に煩わされねばならぬであろう。

受けることなく、これを遅滞なく処理することが可能となる。 さらに下級者にとっても同様に、個々の問題または事件の発生ごとに、一々その上層経営者からの決裁を

# 政策決定の過程と要件

主的に決定し樹立してゆかねばならない。かくて decision-making が管理者の重要な仕事となる。 いうまでもなく政策は、 企業を管理するものにとって、他から与えられるものではなくて、みずからこれを自

政策決定の過程

のごとき手続を経るものということができる。(三五) 政策の決定は、それが合目的に行われんがためには、どのような階梯をふんで行われるか。それはだいたい次

(1) 目的の確立(設定) 何よりまず達せんとする目的と目標を確立し、これを明確ならしめねばならない。こ

- れは実現さるべき結果を予定するととであって、方針決定の最初のステップである。
- 討を加えることを意味する。 い。とれは目標に到達するためにとりうべき選択可能な行動の諸コースを明確にし、それぞれについて研究と検 (2)目標を達成すべき諸方法の明確化 つぎに目標を達成すべき可能な諸方法を明らかにしなければならな
- (3)諸方法の比較秤量 可能なる諸方法が明らかにせられたならば、それらを相互に比較秤量 せねば ならな

経

営政策の樹立

(祭原

V. たとえばあるコースは利益は少ないが、 しかし危険も少ない。 さらに他のコースは会社の長期的な目標に

リ良く適合しうるなど。

(4)最良なる方法の選択決定 右のような比較検討ののち、 そのうちの最良のコー スが選択決定され る。 これ

は決定の段階であって、 とれによってはじめて方針が確立さるるとととなる。

い視野と観点からいまいちど反省し検討する必要があろう。ばあいによってはその影響を考慮して、 (5)影響の考慮 最後に決定された政策につき、その実施にともなうところの影響と効果にかんし、 これを修正 さらに広

または変更すべき必要をみることもある。

ととろでとのような政策樹立の全過程を通じ、 つねに守られなければならぬ前提がある。それはつぎのような

事項である。

事実の把握

的な市場調査がなされねばならない。 の経営分析と市場分析とがとれに役立つであろう。たとえば適格な販売政策を立てるためには、 来の状態についてこれが予測を試みねばならぬ。 を樹立しえないことはいうまでもない。かくて現在の事態について客観的な分析把握を行うのみならず、 まず事実(事態)を明らかにすることである。事態がいかにあるかを正しく認識することなくして、 いずれにしてもまずいかにあるかを明らかにした上で、どうしたらよい とのような事実の分析を組織的に行うためには、 何 よりまず組織 一般には広義 また将

適切な方針

п 倫理的判断と合理的判断 が

きめられ

政策の決定はつねに倫理的判断にしたがわねばならぬ。目的の設定にさいしても、また方法の決定にさいして

倫理的価値判断が重んぜられねばならぬ。倫理的に正しくない目的を設定することは許されないし、また目

的は正しくとも、これを達するために手段を選ばずというやり方は不可である。

他方において政策の決定は、合理原則にしたがわねばならぬ。すなわち設定される目的が不合理なものであっ

てはならないし、また目的を達すべき方法は、もっとも合目的なものが選ばれねばならぬことは勿論であろう。

註 一般に計画をたてる場合の手続ないし階梯として、ニューマンは次のごとき六つのものをあげている。(これ)

問題を明白ならしめること。

2

- 選択すべき諸方法と、そのうちの最良のものを選ぶばあいの主要要素を決定すること。
- 3 事実をつかむこと。
- 事実を分析すること。
- 5 とるべき行動を決定すること。
- 実行のための準備を整えること
- またテリーは次のごときものをあげている。

必要な行動にかんする完全な情報を得ること。

- 情報を分析し分類すること。
- 3 可能な諸プランを明らかにすること。 採択すべきプランを決定すること。

4

- 5 採択したプランの手順や日どりをきめること。
- 営政策の樹立 (祭原

THE REPORT OF THE PROPERTY OF

6 採択したプランの進捗検査を準備すること。

## B 政策の要件

樹立される政策は一連の要件を具備せねばならぬ。それはいわば政策の基準(criteria)ともいうべきものであ

る。

域に適用するにあたり、混乱を避けることができるし、 イ、 明確性 まず政策は明瞭でハッキリしていることが必要である。 またなんらかの目的のためにこれを歪曲せんとする機会 明確であることは、 これを経営内の各領

策は実際の活動の指針と方向を示すにすぎず、精密な実施手続を現定するものではない。そのような意味でそれ 包括性 しかしながら政策は他方において、 細目的なものではなく、 大綱的なものでなければならぬ。 政

健全性 政策は内容的には公正にして倫理的な基礎をもたねばならぬ。それは十分批判にたえらるもので

合理性 政策はまた内容的に無理なものであってはならない。 達成することの困難な目標を設定したり、 なければならぬ。

は包括的なものであることを要する。

を滅ぜしめることができる。

達成する方法が無理をともなうようなものは政策として価値なきものである。すなわちそれは reasonable なもの

でなければならぬ。

ねばならぬ。方針がしばしば変えられることは、 安定性 政策は一切の企業活動が拠るべき基本的な準則であるから、 経営内に紛糾と混乱をひきおこすもととなる。 相当長期にわたって安定性を保持

く固定的で動きのとれないものであれば、よく情勢の変化に即応していくことができず、ときとして企業活動を 弹力性 けれども他面政策は、ある程度の弾力性と伸縮性とを有することが望ましい。もしそれがまった

誤った方向に導きうる。

適時性

のであることはいうまでもない。すなわち政策はタイムリィなものであることが肝要である。

その政策が一定の事態に対しきわめて適切なものであっても、その時宣を得ざれば役に立たぬも

諸政策は互いに矛盾衝突するようなものであってはならない。諸政策の間には、

つねに調和と統

が保持されていなければならない。

チ、調和性

註

R · ~

ヴィンは政策のクリテリアとして次のようなものをあげている。(EIA)

2 健全性 目的性 6 包括性 調和性

- 7
- 8

3

- 4 明確性 安定性 普及 フォーマルな表示
- またテリーは良き政策の要件として次の五つをあげている。(これ)

10

了解

5

- 1 政策は完全で明瞭でハッキリしていなければならない。
- 3 政策は法律の要件に合致しなければならない。

政策は公正で倫理的で且つ実際的でなければならない。

2

企業内の諸政策は統一されねばならない。

終

営政策の樹立

(祭原)

六一 (六〇七)

- 政策は責任ある人々によって、委譲された権限の行使を許されねばならない。
- さらに政策について考慮すべき事項として、次のごとくにのべている。
- 政策の安定性が肝要である。
- 2 適当数の政策が必要である。
- 3 政策の伸縮性が望ましい。
- 4 政策はそれによって影響をうけるすべての人々に知らされねばならない。
- 5 政策はそれが適用される全領域を認識し、且つこれを勘定に入れねばならない。

政策を維持しまた発展させるために、アイディアの広汎な源泉が利用されねばならない。

7 政策は定期的に検討されねばならない。 6

#### 四 政策決定の組織

政策は企業内のどこで決定されるか。

小規模の企業においては、重要な諸政策はもっぱら一個人の手許で、すなわち企業主自身によって決定される。

規模が拡大するにつれて政策決定の過程はヨリ複雑なものとなる。多くのばあい基本政策は取締役会によって

これに任ぜられることもあるが、しばしば企業内部の上級職員がこれにあたる。このばあい委員会の提案はふ しくは委員会によって援助されることが少なくない。とのスタッフあるいは委員会は、 決定される。けれども取締役会はその政策樹立について、これが決定に特別の責任を有するところのスタッフも 企業外部の特別の人々が

う取締役会に提出せられ、取締役会がこれに公式の認可と承認を与えるのである。幹部職員による委員会が政策

の樹立にきわめて積極的であるときは、委員会のメンバーが取締役会に参加する。

て決定される。 全般方針や部門方針のごときョリ低いレベルの政策は、前述せるごときそれぞれの階層における管理者によっ しかしことでも亦、それらのおのおのの領域にかんするそれぞれの政策委員会が設けられること

がある。

ニューマンはこれについて次のようにのべている。(三)

さわっており、援助を求められるのは当然である。部下は色々な仕方で計画の仕事に参加しうる。 を拡げうるもっとも簡単な方法は、かれの部下にこれを委任することである。かれらはすでにかかる仕事にたず 相当規模の企業においては、 計画の仕事は一人の管理者の能力をはるかに超える。 管理者にとって計画 たとえば問題

を明らかにするとか、どちらを選ぶかを考えるとか、決定を行うための事実を蒐集するとかして上役を助けるこ

主要方針を設定し、主要計画の最終的な認可を留保する。そうしてとのワク内における詳細な計画が下の方の人 らにこの仕事の一部をかれの監督のもとにある人々に再委任する。このようなばあい通常上役が目標をさだめ、 とができる。又ある場合には計画の仕事の大部分が、全部下役に委ねられることもある。かれはまたかれで、さ

によって行われるのである。

とのように計画の仕事が下役にたいする委任という仕方でわかたれる場合には、

なんら特別の係は設けられな

する管理者が、これを部下に委任することを欲しないことがある。かれはその計画がきわめて重大であること、 れが特殊の知識を必要とすること、 実行の責任をもつ部課が計画の仕事にも使われるのである。ところがある場合には、 あるいは広い視野を要することなどを知っている。しかしかれはこの仕事 重大な計画の責任を有

一六三 (六)

営政策の樹立

(祭原

の

特定の問題にかんする計画の一切をなすことができる。 仕事をいちじるしく簡単化しうる。 を全部自分ひとりで行うことはできぬ。かかるばあい管理者はスタッフを利用する。 あろうところの計画の仕事を行うのである。 それは色々な点で計画 かくて管理者はスタッフの助けによって、 スタッフは管理者が、もし時間さえあれば自分でするで の仕事を果たす。 事実かれらは最終の承認をのぞき、 スタッフは管理者の計画 徹底した研究に基礎づけ

られた計画を敏速に作成することができる、

٤

の意義や背景を説明するうえに有効である。(三二) だけでは十分でなく、 部門の人々にたいし、 底せしめられねばならない。そのためにはその政策や方針が、適当な当事者から企業の全員にたいし、 樹立された政策は実施さるべきものであることはいうまでもないが、まずその趣旨や内容が人々の間に周知徹 文書で示されることが望ましい。 十分に伝達されることを要する。 さらにこれを補うために会合や会議をもつことが、 政策の徹底を期するためには、 それが 口頭で伝えられ また特定 政策

#### $\overline{\mathbf{A}}$ 決定参加 (Participation)

られる。 のである。これを決定参加(Participation)といい、米国などでは広く行わるるところである。 すでに前項に見られるように、 すなわ ち政策が上層部の間 政策の樹立にさいしては、 で一方的専断的に決められるのではなく、 ョリ低い階層の人々の意見や意向が十分にとり入れ 下部の人々がその決定に参加する

策決定についての上級者のとるところの態度と仕方にかかるものである。 参加の仕方にはきまったものがあるわけではないが、ジャミソンはとれを二つの方式にわけている。一つは政 すなわち上級者が政策を決定したと

問題を解決すべき一つの方策がみいだされねばならぬことを巧みに暗示する。 N らかの考えを有するものもあろう。 これを実行すべきものとして宣言し、また事実上これに従うことを命ずるのではない。反対にかれは、 またある者は上級者の提案が真にかれの望むところのものであることを知 下級者のなかには問題の解決にな ある

とれに同調することもあろう。

なかにはそれがあたかも自分自身の考えであるかのように思い込んでしま

5 う者さえいよう。 これに対しョリ卒直なやり方は前にみたように、委員会を設けたり、合同の会議をもったり、 かれらは心からこれを受入れてはいないのであって、おそらく積極的にこれに協力することはないであろう。 もちろん場合によっては、下の者で提案にたいして口先きだけのお世辞を唱えるものもあろ あるいはその他

< の集会の形式を用い、 皆んなが問題を考え、 そとで参加する人達の前 方策を見つけるのである。このやり方は次のような色々な利点をもつ。 へ問題がおかれるのである。 ととでは解決策が示されるのではな

5 かが 1 上役はもしかれが良き聞き手であれば、下役の態度について色々なことを知りうるし、 い知ることができる。 かれらは実際の運営に明るいのであるから、 かれらの意見はかれにとって傾 **叉**か 丸 らの経 、聴に値 驗

したがってかれらは十分価値ある提案を供しらる。

すべきものがあり、

L て、 2 決定をなすべき責任をかれらに与えることは、その人達を発展させることとなる。決定の経験はかれらを 層高 い地位に進む 0 K 3 リふさわしいものたらしめる。

というので、これに全力をつくすべき熱意を刺戟する。 3 それは民主主義の原則の一つの適用として、人々に重要性の意識を与え、 かれらが政策の決定に参加する

4 それは毫も上役の権威を失墜せしめるものではない。 けだし上役はその政策を承認するあるいは否認しう

経

営政

策の樹立

(祭原

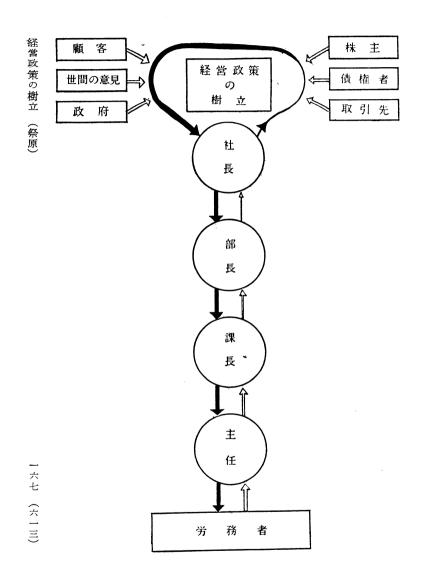
六五 (六一二)

をなさねばならぬという精神的労苦をまぬがれる、と。(EED) る権限を有するからである。 かれは何物をも失わず、かえって忠誠と協力とを得るのであり、 自分で一切の決定

参加の価値を強調すべきととをみとめている。政策に対する批判の多くは、 らの決定に参加するという機会は、 じるようにせしめられねばならない。心理的見地からいって、かれらの仕事と作業環境に影響するようなことが しも従業員が少なくとも組織体の問題や政策にかんしてとられた一般的な方針にたいし、みずから責任ありと感 ワイトヒルもまた次のようにのべている。「従業員は組織体のことがらに関係しているという深い意識を感 除去されるであろう」と。 従業員のあいだに重要な感情をうちたてるための鍵である。多くの研究は あるいはそれに対する冷淡さは、

ろに、 参加は、 は、この決定参加がすでに共同決定というもっとも高度な形態で実現せられ、しかもそれが法制化せられており、 参加のための特別の制度が、 イギリスにおいても色々な形のいわゆる労使協議制度が行われている。 般にこのような決定参加は、広い意味の労働の経営参加を意味している。 そのための特別の機構や制度とそ発達していないが、実質的にはそのパーティシペーションを通じて経営 、むしろ日常的なプラクティスとしてひろく行われているといえる。又このことがアメリカにおいて経営 他の国のように発達していない原因の一つであろう。(三六) アメリカではイギリスやドイツなどのよ 周知のとおり西ドイツにおいて

ゆる利害者集団が、多かれ少なかれ、これに影響をおよぼさざるをえない。この関係をわかりやすくするために、 ピーターセンおよびプロウマンがその著のなかで引用している「政策決定における二重の流れ」を示すところの さらに企業における政策の決定にかんしては、 企業内部の従業員のみならず、ひろく企業をめぐる各種のいわ



- ᅜ Ħ Goetz, Management Planning and Control, 1949, p.

経営における組織の運営、立命館経済学(第四巻第六号)、二頁。

(四) W. H. Newman, Administrative Action, 1955, , p. 16.

 $\equiv$  $\equiv$ 

同右、

五頁。

拙稿、

- 五 G. R. Terry, Principles of Management, 1955, p. 78.
- (六) B. E. Goetz, 前掲書、p. 63

八

- 七 H. Koontz & C. O'donnell, Principles of Management, 1955. p. 440.

P. E. Holden, etc., Top Mangement and Control, 1941. p. 79.

- 九 R. C. Davis, The Fundamentals of Top Management, 1951, p. 173.
- (10) W. H. Newman, 前掲書、p. 41.
- $\equiv$ Ç. R. Terry, 前掲書、 p. 89.

 $\equiv$ 

ᅜ

E. Goetz, 前掲書、

p. 27.

- $\equiv$ E. Petersen & E. G. Plowman, Business Organization and Management, 1953, p. . 334.
- 古川栄一・朝川乕二、経営方針と利益計画、昭三〇、大蔵出版、三頁
- 呈 H. Koontz & C. 野田信夫、 経営政策の知識、 O'donnell, 前掲書、p. 30. 昭二九、 中央経済社、二七頁。
- (HE) W. H. Newman, 前掲書、 p. 18, p. 30
- 灵 W. H. Newman, 前掲書、 ŗ. 54
- W. H. Newman, 前掲書、 p. 46.

- =占部都美、経営政策・経営方針の明確化、 会計(昭三一、一一月号)、六二頁。
- $\equiv$ P. E. Holden, etc., 前掲書。
- $\equiv$ 古川栄一・朝川乕二、前掲書、七頁。

 $\equiv$ 

W. H. Newman,

前掲書、p. 30.

- 즲 古川栄一・朝川乕二、前掲書、五頁。H. Koontz & C. O'donnel, 前掲書、p. 436.
- (呈) H. Koontz & C. O'donnel, 前掲書、p. 447.

W. H. Newman, 前掲書、p. 88

量 G. R. Terry, 前掲書、p. 74.

3

- 急 P. R. Marvin, Administrative Management, 1954, p. 81.
- (完) G. R. Terry, 前掲書、p. 95, p. 97.
- **E** E.S. Roscoe, Organisation for Production, 1955, p. 379.
- = W. H. Newman, 前掲書、p. 95
- 3 E. S. Roscoe, 前掲書、p. 378
- = C. L. Jamison, Business Policy, 1953, p. 123.
- 즲 C. L. Jamison, 前掲書、p. 123.
- 霊 A. M. Whitehill, Jr., Personal Relations. 1955, p.28.
- 훒 拙著、 経営労務論(下巻)、昭三一年、雄渾社、二〇五頁。
- 量 E. Petersen & E. G. Plowman, 前掲書、p. 340